

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（復興庁）

制度名	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>緊急性・公共性が高い被災地における住む場所を失った被災者のための住宅整備を円滑かつ迅速に進めるため、津波被災を受けた地域から復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地（公共施設及び公益的施設の用地を含む。以下同じ。）に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合において、一律に 5,000 万円特別控除が適用されるようにし、移転先用地の買収及び当該事業の円滑かつ迅速な推進を図る。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲87 百万円 （ — 百万円）</p>	
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 地方公共団体による用地取得を推進し、もって住む場所を失った被災者の住居の確保を迅速かつ確実に進める。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、被災地において防災集団移転促進事業等により、津波被災を受けた地域から安全な地域に居住区域を移転すべく、住宅団地の整備が進められているが、適地が限られており、また、移転先の土地の地権者の理解が得られず、事業用地の取得に支障を来している事例がみられる。 地権者からは、「同じ被災者のための住宅団地の土地を提供するのに課税の有無が生じるのは不公平」との意見がある。 また、適地が少ない中で、住民の意向を踏まえた用地選定により、代替地の確保が難しいことから、地権者にとっては、用地の提供は収用に近い認識を有している。 さらに、東日本大震災では、極めて広範囲にわたって津波被災を受けており、住む場所を失った被災者の数も多いことから、多くの住宅団地の用地を短期間で集中的に取得しなければならないという特殊な事情がある。 そのため、事業用地の取得の支障を少しでも取り除くため、迅速かつ円滑に地権者の理解が得られるようにする必要がある。 ただし、無限定に特例を適用するのではなく、復興整備計画に位置づけられた、という復興の観点から公益に資する事業に限定し、収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みによる用地の取得に限定するもの。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		政策の達成目標	津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 28 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施
		政策目標の達成状況	用地の選定、交渉の済んだ地区から順次買収に着手しているものの、未だ街づくりのグランドデザイン、土地利用の方向性が定まらない地域も多く、進捗は図られていない。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	H25 : 33 者 H26 : 26 者 H27 : 15 者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地権者による土地の譲渡が促進され、停滞している移転事業が円滑に実施されることにより、被災者の住居の確保が早期に図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成 28 年 3 月 31 日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等により買取られる場合における土地等の譲渡所得の 2,000 万円の特別控除（震災特例法 11 の 5 ②、措法 34 等） ・ 土地収用法等の規定に基づき収用される場合、収用権を背景により買取られる場合、50 戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買取られる場合における土地等の譲渡所得の 5,000 万円特別控除（震災特例法 11 の 5 ①、措法 33 等）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>移転事業の実施に際し直接的なボトルネックとなっている地権者の協力を得ようとするための措置であり、対象としての確である。 また、法定の手続を経る復興整備計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保し、特例措置の期間を集中復興期間とされる平成 28 年 3 月 31 日までと区切ることで、短期に集中して事業進捗を図ろうとするものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
		<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>